

名古屋市東山公園テニスセンター条例施行細則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年3月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第12号

名古屋市東山公園テニスセンター条例施行細則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則

名古屋市東山公園テニスセンター条例施行細則の一部を改正する規則（令和6年名古屋市規則第87号）の施行期日は、令和8年7月1日とする。ただし、附則第3項の規定の施行期日は、令和7年9月1日とする。